

芸術文化観光専門職大学定期試験を受験できない者に対する処置規程

(目的)

第1条 この規程は、やむを得ない事由により所定の期日に定期試験を受験できなかった者に対する処置について必要な事項を定める。

(事由)

第2条 前条に定めるやむを得ない事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気
- (2) 災害及び不慮の事故
- (3) 父母、配偶者又は子の死亡
- (4) 兄弟姉妹又は祖父母の死亡
- (5) その他前各号に準ずる事由

(手続)

第3条 やむを得ない事由のため定期試験を受けることができない者は、原則として定期試験開始までに、学務課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の承認願には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては、その事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 3 試験欠席承認願が提出されたときは、試験科目を開講する教員は、その内容を審査し、その結果を学務課を通して学生へ連絡するものとする。

(成績の評価)

第4条 試験科目を開講する教員は、定期試験を受験できない事由が第2条に該当すると認められた場合、適宜の方法により、成績を評価することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

試験欠席承認願

芸術文化観光専門職大学芸術文化観光学部長 様

下記により試験を欠席いたしますので承認願います。

令和 年 月 日

令和 年度入学
学籍番号
氏 名

記

1 理由（詳しく記載すること。）

2 日時及び科目名等

日 時	科 目 名	担 当 教 員 名
月 日 時限		
月 日 時限		
月 日 時限		
月 日 時限		
月 日 時限		
月 日 時限		
月 日 時限		

3 現住所 郵便番号

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

1 病気の場合は、診断書を添付すること。

2 病気以外の場合にあつては、その事由を証明する書類を添付すること。